

業務概況

令和8年7月

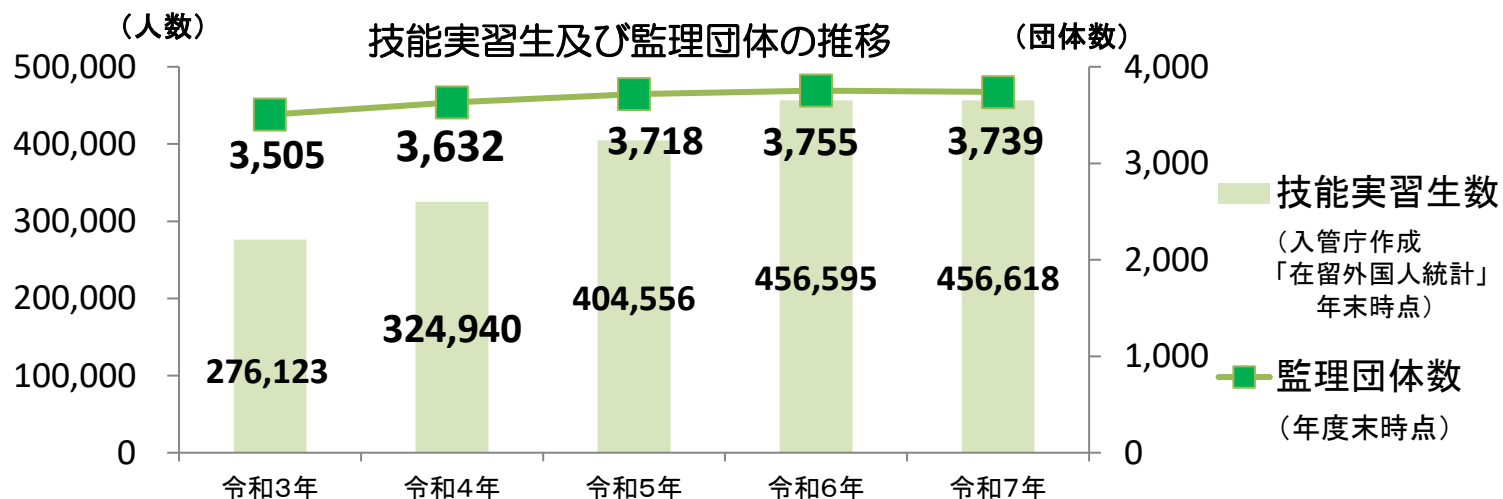
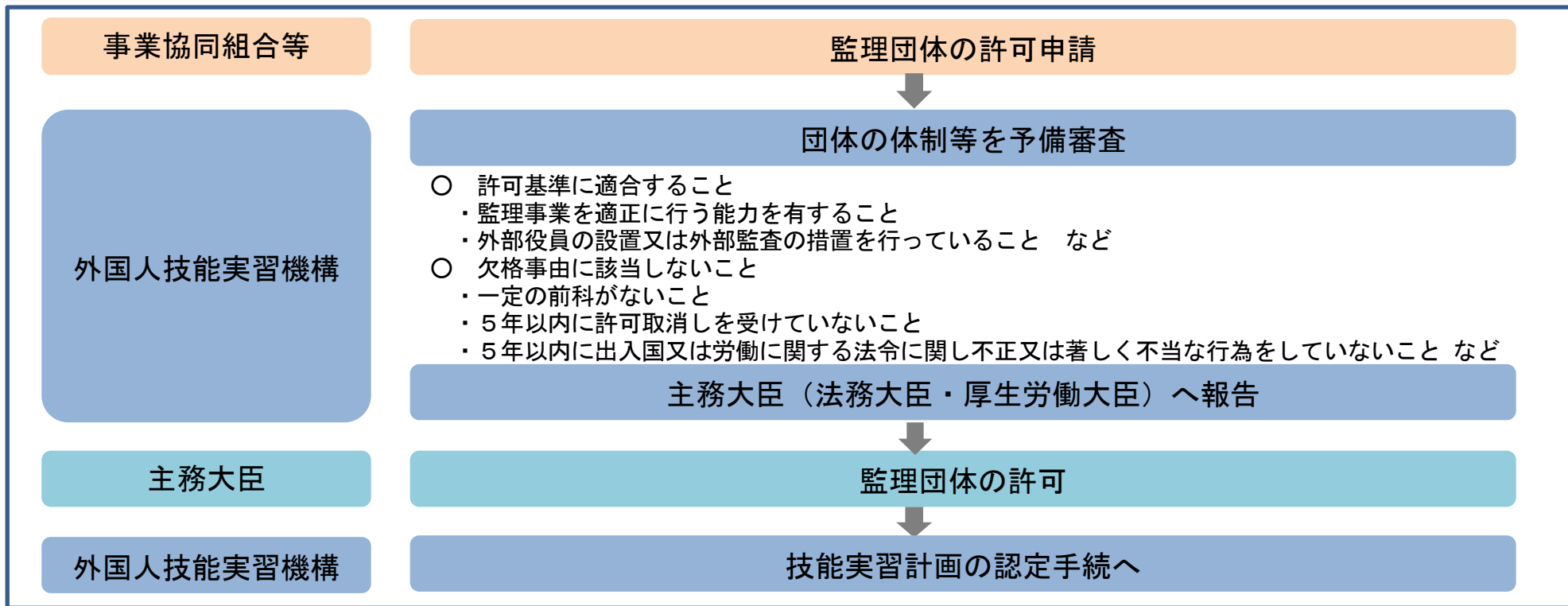
外国人技能実習機構 札幌事務所



目次

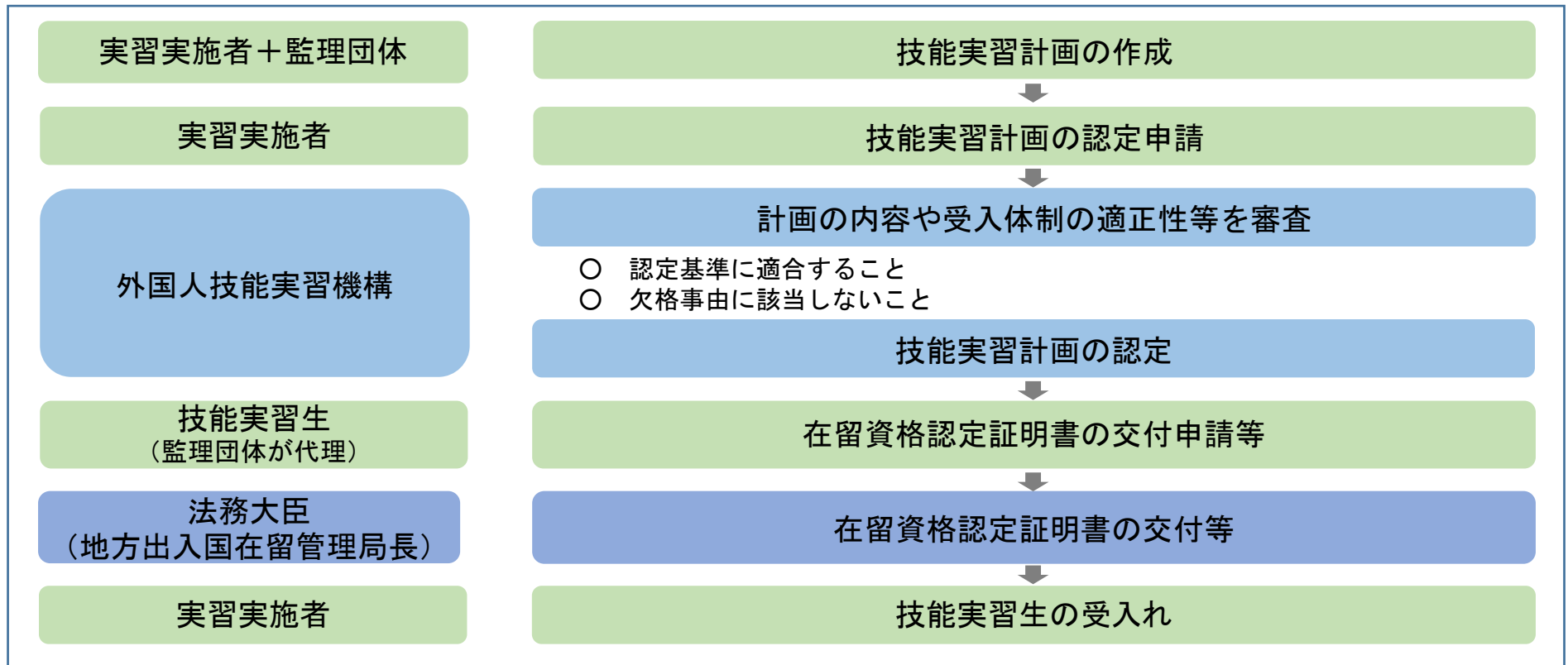
1	監理団体の審査		2
2	技能実習計画の認定		3
3	届出、報告書の受理		4
4	実地検査		5
5	母国語相談、地方事務所の相談		6
6	実習先変更支援		7
7	宿泊支援		8
8	技能検定等の受験手続支援		9
9	組織体制		10
10	新制度移行への準備状況		12
11	(参考)技能実習制度の仕組み		13

監理団体の審査

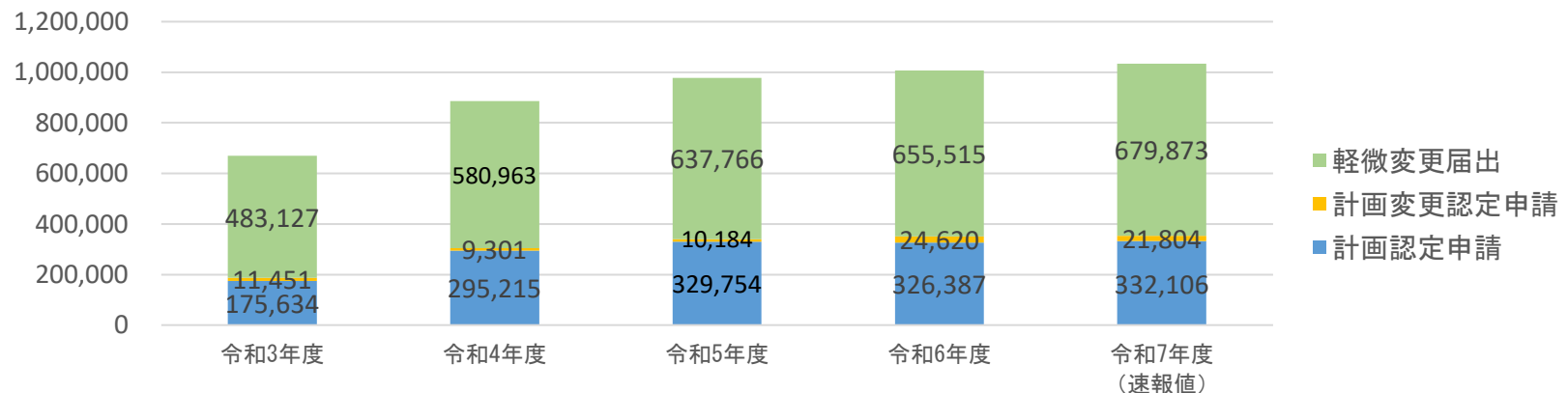


※ 技能実習生数：出入国管理庁「在留外国人統計」（各年末時点）
 監理団体数：外国人技能実習機構ホームページ「監理団体の検索」（各年度末時点）

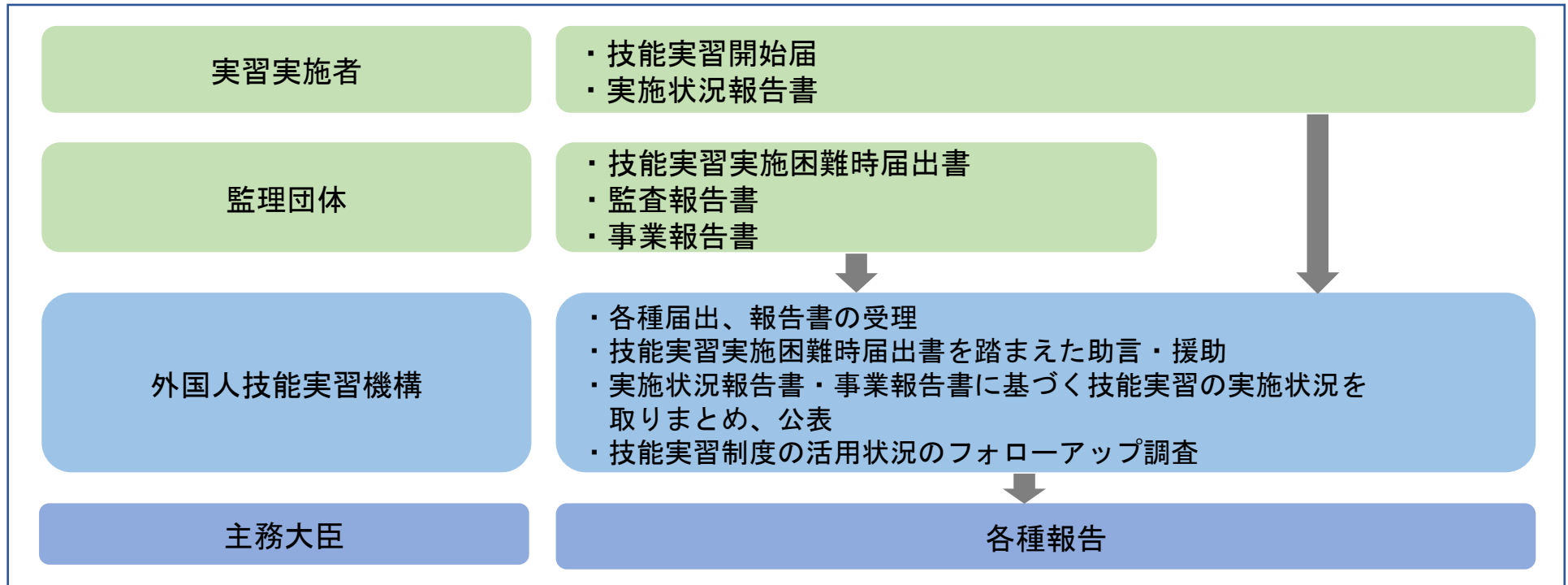
技能実習計画の認定



技能実習計画関係 各種件数



届出、報告書の受理



機構による届出・報告書の調査項目

実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）

実地検査

- 監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

定期検査

- 検査計画に基づき定期的に実施するもの。
※ 監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施することとしている。

- ・ 技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・ 技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

- 技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・ 申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等
あり

法令違反等
なし

改善勧告・改善指導

未改善

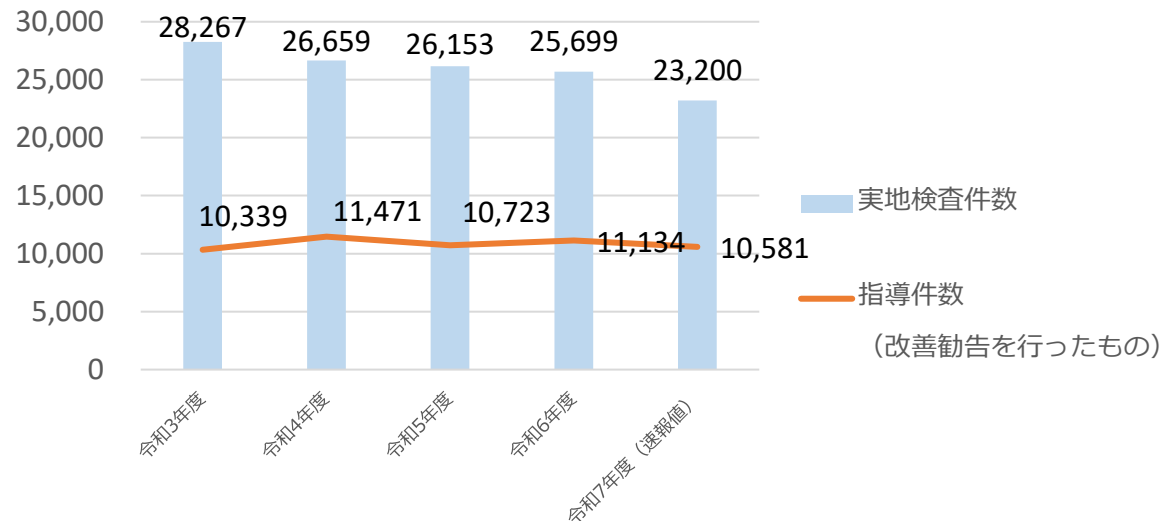
改善

完結

○ 重大・悪質な
法令違反
○ 同種違反を繰り返す場合 等

主務大臣等による行政処分等

実地検査件数及び指導件数



母国語相談、地方事務所の相談

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。
さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、X（旧Twitter））、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施

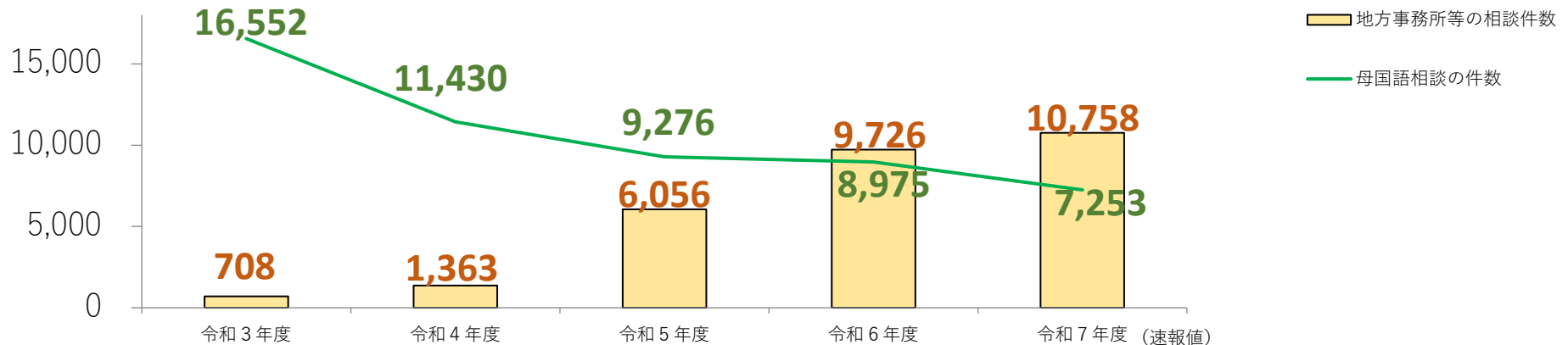
技能実習生であれば誰でも、電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。 ※ 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

令和7年度の母国語相談・地方事務所等の主な相談内容別内訳（参考）

- 実習先変更に関すること（3号での実習先変更含む） 6,209件（23.4%）
- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること（賃金未払い、過重労働、有休等） 3,463件（13.1%）
- 途中帰国に関すること（強制帰国、期間満了前の帰国等） 2,581件（9.7%）
- 管理に関すること（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 2,525件（9.5%）
- その他の制度に関すること（他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等） 2,177件（8.2%）

※一件につき複数の相談内容を計上しているため、下図の相談件数とは一致しない。

相談状況



（左軸：件（令和4年度まで）、人（令和5年度以降））※ 相談単位は、システム等の変更に伴い、令和5年度より件数から人数に変更

実習先変更支援

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合（注）で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（注）実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

転籍に関する支援

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注１）

令和８年３月３１日時点で監理団体３,０１６機関が利用者登録

- 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注２）

技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

（注１）技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

（注２）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

実習先変更個別支援受理件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 （速報値）
実習先変更支援件数	39	52	70	45	50

（注）機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。

宿泊支援

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

- 技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談
 - ・ 事情等の聴取、確認
 - ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



- 一時宿泊先の提供
 - ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
 - ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



- 一時宿泊施設における支援
 - ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在
 - ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける（費用は機構が負担）

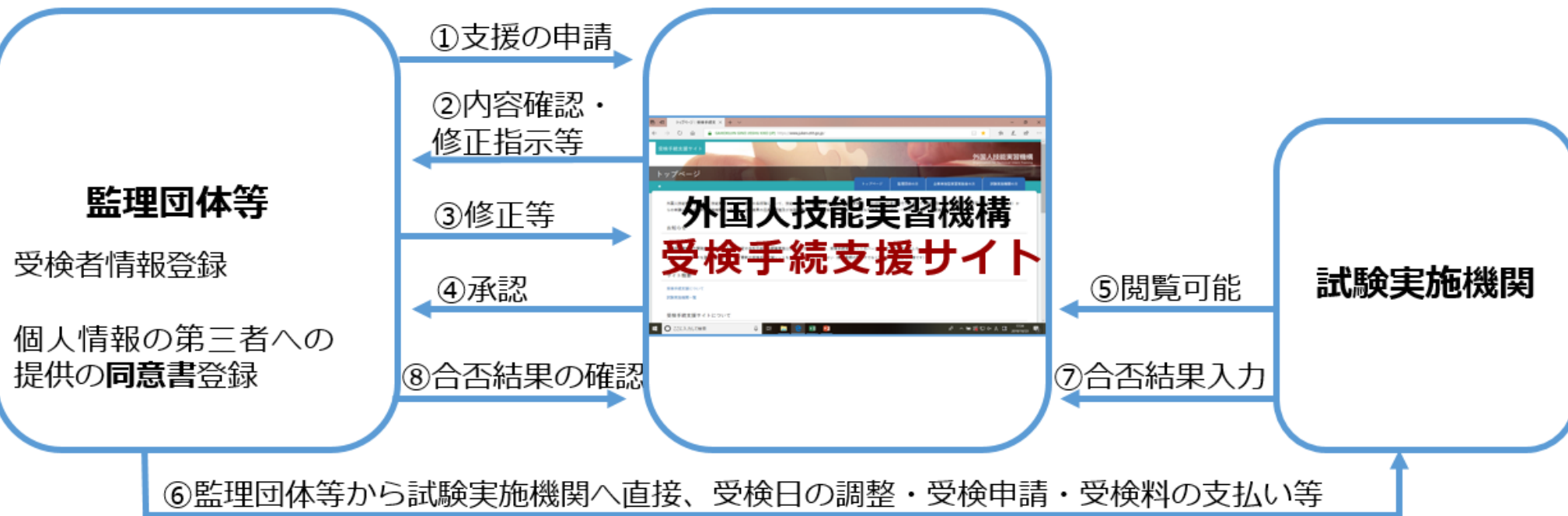
宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

- 宿泊支援件数 【令和3年度：24件、4年度：21件、5年度：28件、6年度：10件、7年度（速報値）：3件】
- 宿泊支援協定締結対象施設 【127か所（令和8年3月現在）】

技能検定等の受験手続支援

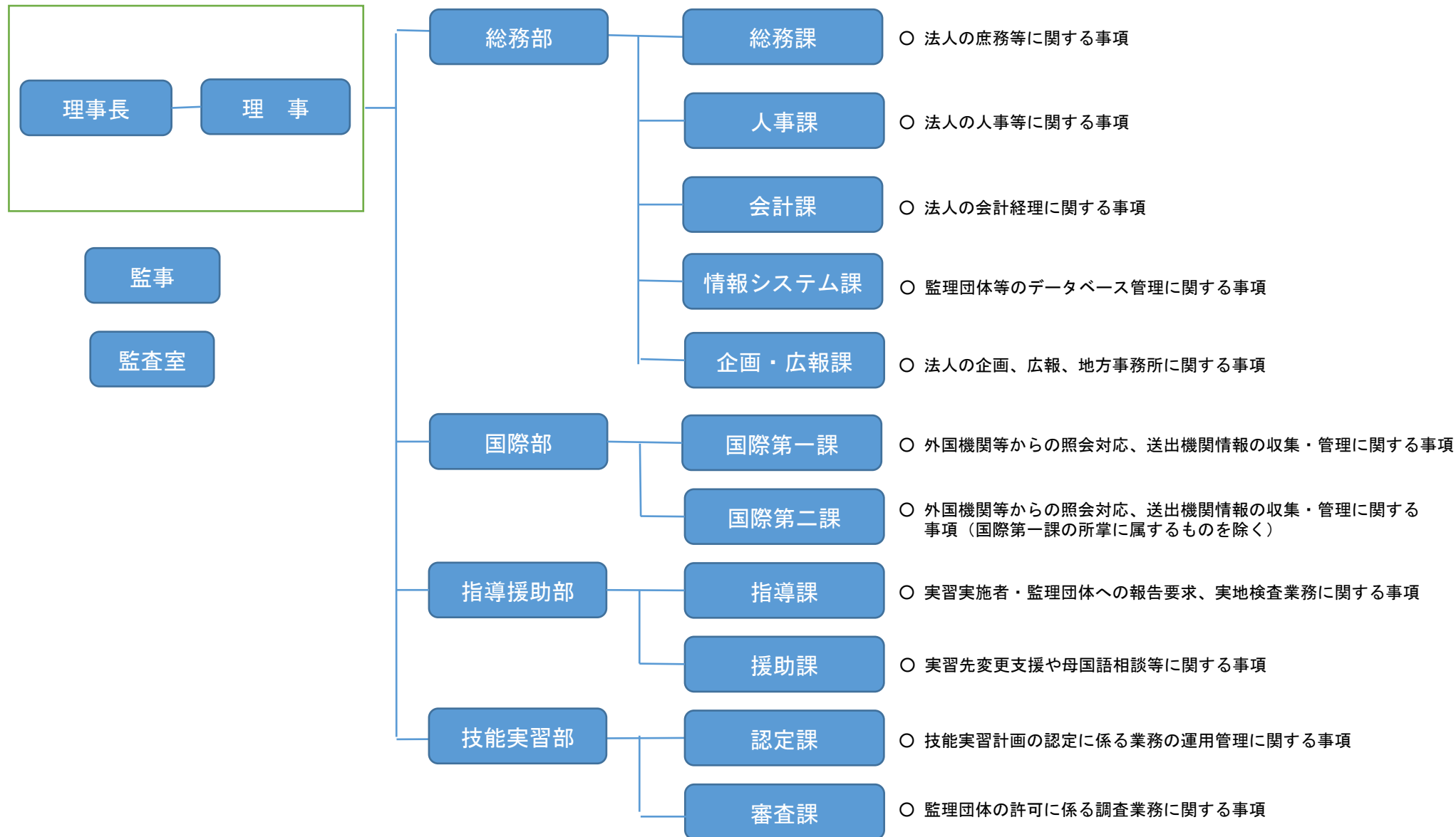
技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

受験手続支援サイトの仕組み



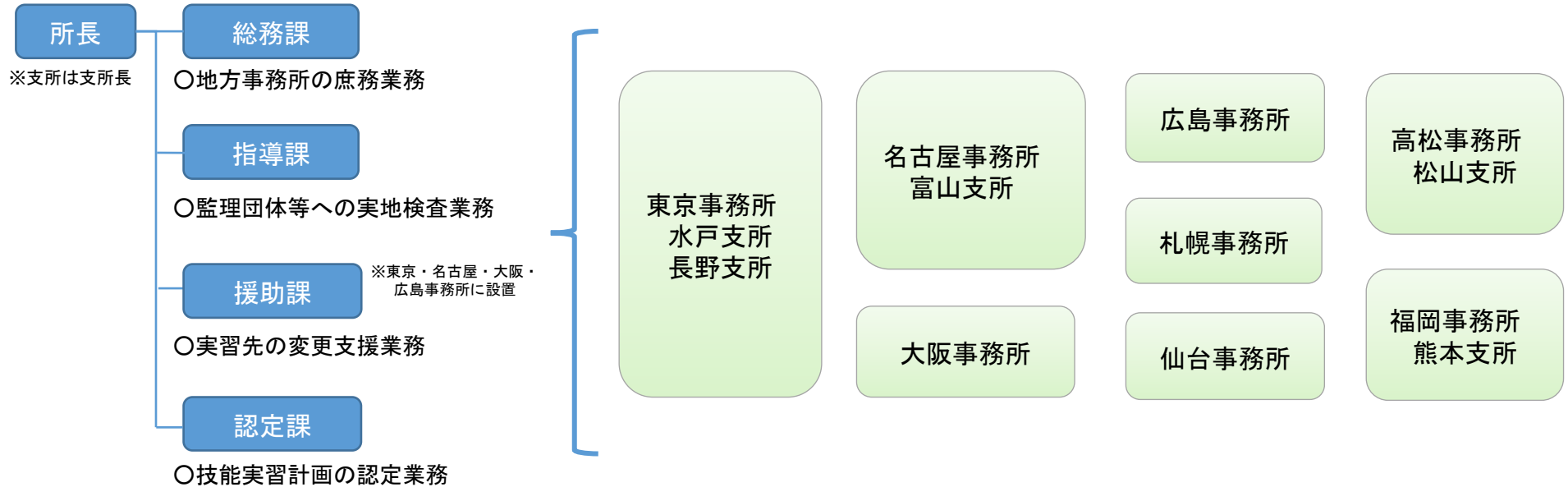
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (速報値)
受験手続 支援人数	191,558	265,436	277,863	326,538	330,628

組織体制(本部)



組織体制(地方事務所)

地方事務所
(13か所(本所8か所、支所5か所))



【担当地区】

- ◎札幌事務所(北海道)
- ◎仙台事務所(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ◎東京事務所(栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
 - 水戸支所(茨城県)
 - 長野支所(新潟県、長野県)
- ◎名古屋事務所(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 - 富山支所(富山県、石川県、福井県)
- ◎大阪事務所(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ◎広島事務所(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ◎高松事務所(徳島県、香川県)
 - 松山支所(愛媛県、高知県)
- ◎福岡事務所(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県)
 - 熊本支所(熊本県、宮崎県、鹿児島県)

【施行日前申請について】

- 2月20日に機構HPに育成就労制度のWEBページ（施行日前申請に係るQ&A、申請様式、記載例動画等を掲載）、2月24日に監理支援機関の施行日前申請に係るコールセンターを開設
- 4月15日に監理支援機関の施行日前申請を開始
- 近日中に育成就労計画の施行日前申請に係るコールセンターを開設するとともに、9月1日に育成就労計画の施行日前申請を開始

【育成就労機構の体制について】

- 監督指導機能や支援・保護機能を強化するに当たり、令和9年4月に新たに5カ所の地方出張所を設置予定

(参考) 技能実習制度の仕組み

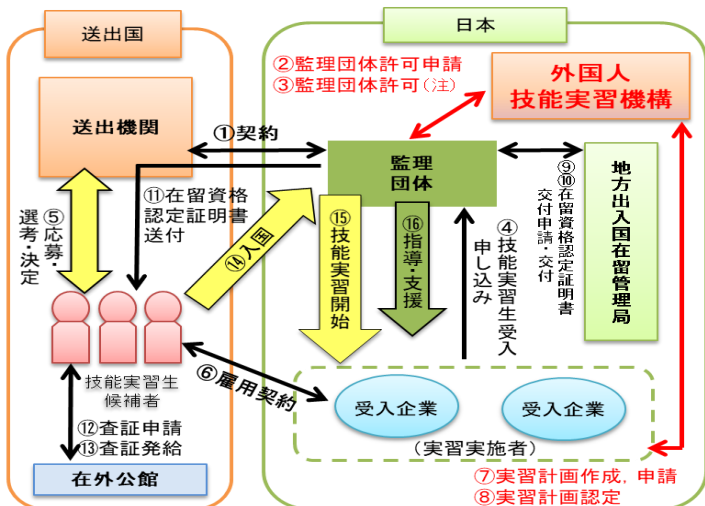
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

※令和7年6月末時

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約45万人在留している。

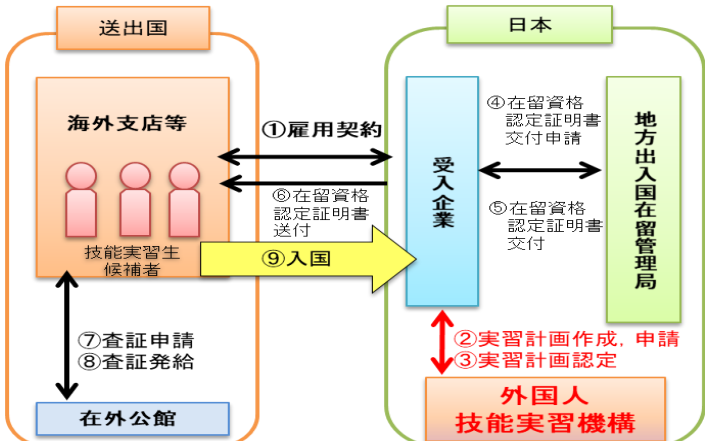
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

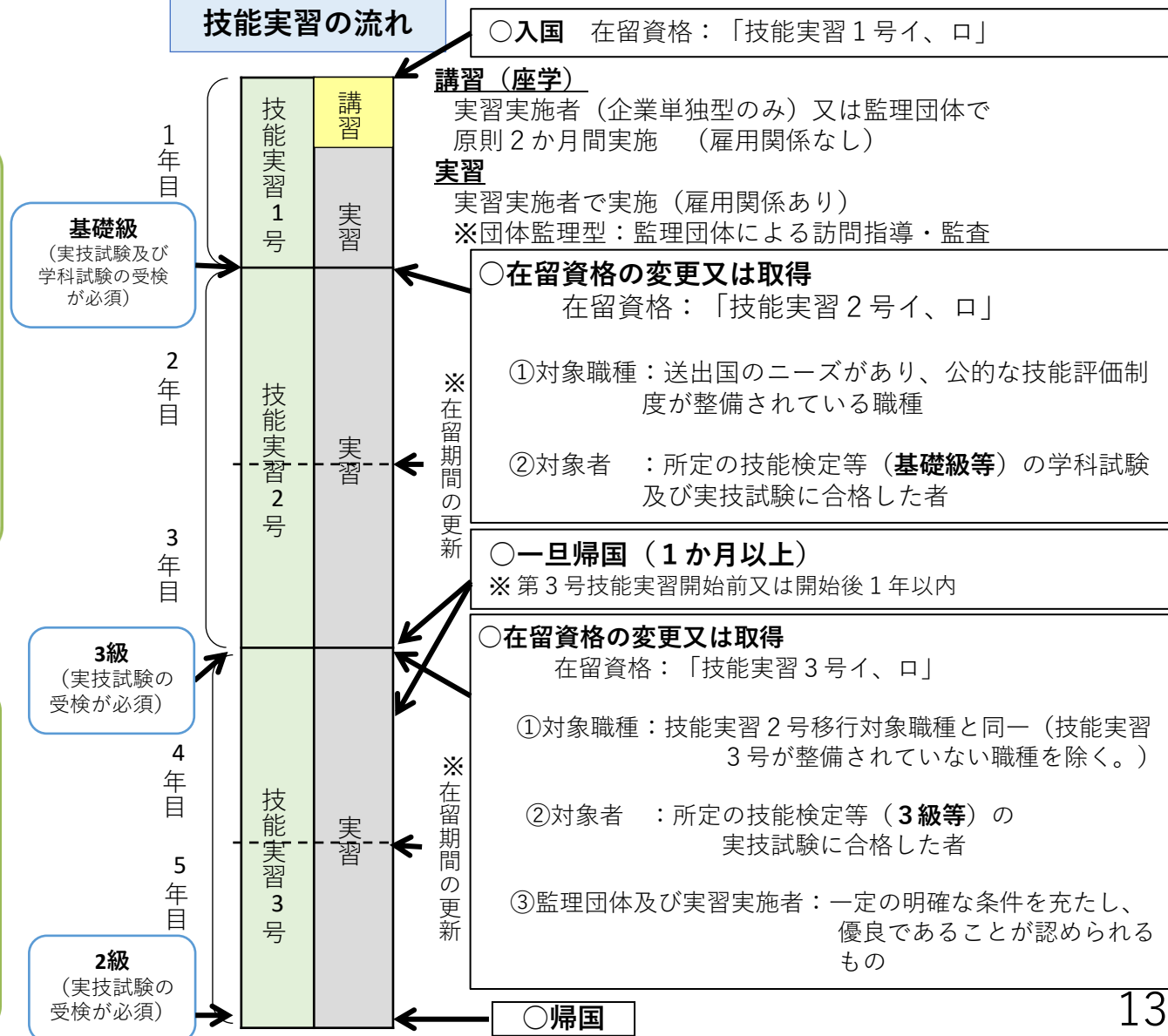


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

講習（座学）

実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施（雇用関係なし）

実習

実習実施者で実施（雇用関係あり）

※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得

在留資格：「技能実習2号イ、ロ」

- ①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
- ②対象者：所定の技能検定等（**基礎級等**）の学科試験及び実技試験に合格した者

※在留期間の更新

○一旦帰国（1か月以上）

※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得

在留資格：「技能実習3号イ、ロ」

- ①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一（技能実習3号が整備されていない職種を除く。）
- ②対象者：所定の技能検定等（**3級等**）の実技試験に合格した者
- ③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

※在留期間の更新

○帰国